

情報告知板

10月1日～10月7日は
「公証週間」です

公証制度とは、金銭貸借などの大切な契約書や遺言書などについて、公証人が作成する公正証書によってトラブルの防止を図る制度です。

次のような場合には公証役場をご利用ください。

※遺産をめぐる骨肉の争いを防ぐために、愛のメッセージとしての遺言をしておきたいとき。

※金銭消費貸借、借地借家、債務弁済、売買、任意後見、養育費等の大切な契約を公正証書で作成するとき。

※私署証書の任証、外国文認証、宣誓認証、定款認証、確定日付等公正証書には、強い証拠力と裁判を経ないで強制執行できる執行力があります。

鹿屋公証役場では、平日はいつでも相談に応じております。相談は無料ですので、お気軽にお越しください。

【お問い合わせ先】

鹿屋市西原四丁目10番3号
鹿屋公証役場

TEL 0994-411-3339

平成19年度後期技能検定
(国家検定)の実施案内

【受験申請書受付期間】

平成19年10月1日(月)から同年10月12日(金)まで(土・日曜日・祝日を除く)

【試験実施日】

①実技試験

平成19年12月3日(月)から平成20年2月24日(日)までの期間で職種ごとに定める日

②学科試験

平成20年1月27日(日)、2月3日(日)、2月10日(日)で職種ごとに定める日

【合格発表】

平成20年3月18日(火)

【実施募集職種】

機械検査、配管、機械保全、コンクリート圧送施工など40職種

【実施募集等級】

特級、1級、2級、3級、単一等級

【お問い合わせ先】

鹿児島県職業能力開発協会
TEL 099-226-3240

県庁商工労働雇用労政課

TEL 099-286-3019

重度の障害者の方は、
医療費の全額が
助成されます

●内容

重度の身体障害者(児)や知的障害者(児)の方が、医療保険法及び老人保健法による医療を受けた場合に、その医療費の自己負担分を助成します。

●対象者

①身体障害者手帳の等級が1級または2級の方
②療育手帳のA・A1・A2をお持ちの方
③身体障害者手帳の等級が3級で、知能指数が50以下の方

(療育手帳Bをお持ちの方)

●手続き等

①受給資格者登録をされていない方は、役場福祉課に、印鑑、保険証、身体障害者手帳もしくは療育手帳、郵便局以外の通帳をお持ちください。

②申請方法は、医療機関で一部負担金の額の証明をもらうか、または、遠方の病院などの場合は、保険点数がわかる領収書を添えて役場福祉課に請求、申請してください。

【お問い合わせ先】

大崎町役場福祉課障害者福祉係
TEL 099-4476-1111

(内線141)

オータムジャンボ宝くじ

10月1日(月)発売!

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

○オータムジャンボ宝くじの賞金は、1等・前後賞合わせて2億円!

- 1等 1億5,000万円×26本
前後賞各2,500万円
- 2等 1,000万円×26本
- 3等 100万円×260本

○当たり実感のある少額賞金も豊富!

- 4等 5万円×39,000本
- 5等 1万円×260,000本
- 6等 3千円×1,300,000本

●発売期間 平成19年10月1日(月)～10月19日(金)

●抽せん日 平成19年10月24日(水)

行政相談週間

10月15日(月)～21日(日)

行政の悩みごとについて、行政相談委員に相談してみませんか?

大崎町では、行政相談委員(小林一郎さん)が国の仕事についての疑問や要望など、自宅や電話で相談に応じています。

また、下記の日程で行政相談委員が、行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は守られます。

①日 時: 10月17日(水)・10月24日(水)
午前9時30分～午後3時30分

場 所: 大崎町老人福祉センター

行政相談委員氏名: 小林一郎

住所: 大崎町仮宿1820-4

電話: 476-0531

